

## 狂犬病予防集合注射

生後91日以上の子犬の飼い主には、犬の登録と年1回の狂犬病の予防注射が義務付けられています。市では集合注射を実施しますので、市から送付した問診票を記入の上、会場に持参してください。また、会場では犬の登録と予防接種を同時に行うことができます。新規登録の場合は、会場で問診票を記入してください。詳しくは、送付した案内または市ホームページをご確認ください。

集合注射以外の予防注射や登録は、動物病院で行ってください。費用は各動物病院で異なります。  
 ※犬の登録は生涯に一回です。飼い主や住所が変わった場合は登録事項変更届の提出が必要です。  
 ※治療中または犬の体調などにより注射できない場合があります。  
 ※注射できない場合は動物病院で猶予証明書の発行を依頼してください。

時 4月6日(土)～14日(金)※土、日曜日を除く 費 1匹3,250円(新規登録の場合は6,250円)

問 健康づくり推進課 (☎025-520-7376)

詳しくは



### 守りましょう！飼い主のマナー

「散歩をしてもフンの後始末をしない」「放し飼いでいる」「鳴き声がうるさい」など、犬に関するトラブルが増えています。

あなたのかわいいペットが、他人の迷惑とならないよう、飼い主のマナーを守りましょう。

#### ●飼い主のマナー

○フンは必ず持ち帰る

特に融雪期にフンの放置が目立ちます。散歩の際には必ず袋を用意し、持ち帰りましょう。

○他人の所有物(家の門や自動車)に排尿させない  
 ○散歩用のリード(ひもなど)を必ずつける  
 ○無駄吠えをさせない

犬は、運動不足、居心地が悪い、体調が悪いなど、さまざまな要因から無駄吠えをします。

これらの要因を取り除き、犬を安心させてあげることも飼い主の大事な責任です。



## 上越市住宅リフォーム促進事業

居住する住宅などを施工業者がリフォームする場合に、その経費の一部を補助します。

必ず契約前に申請してください。ただし、早期に契約し工事に着手する必要がある人は申請書に事前着手届を添付してください。※令和3～4年度に上越市住宅リフォーム促進事業の補助金の交付を受けた住宅などについては申請できません(令和2年度以前に補助金の交付を受けた住宅などについては申請できます)。※審査や抽選の結果、補助金が交付されない場合があります。

詳しくは



#### ●受付期間

前期=4月12日(土)～5月17日(土)、後期=9月13日(土)～10月11日(土)※受付時間は市役所開庁日の午前9時～午後4時  
 申請書に必要事項を記入し、必要書類を添付の上、建築住宅課(☎025-520-5786)または各総合事務所へ持参または郵送で提出してください。申請書は、申請先、南・北出張所にあるほか、市ホームページからダウンロードできます

| 項目        | 補助内容   |
|-----------|--|
| 補助対象者     | ○市内に居住し、住民基本台帳に記録され、次の条件をすべて満たす人<br>①市税の滞納がない人 ②リフォーム工事を行う住宅において設置義務となる箇所に住宅用火災警報器を設置している人 ③公共下水道などの供用開始区域内にある住宅について、申請時に公共下水道などに接続済みの人、排水設備等計画確認申請書を提出済みの人または本事業の補助対象工事で接続する人 ④次の期限までに補助金実績報告書を提出できる人 前期=令和5年10月27日(金)、後期=令和6年3月1日(金)<br>○定住のために空き住宅をリフォームする人(市外在住者を含む)で、上記①～④の条件をすべて満たす人 |
| 補助対象住宅    | ○補助対象者が所有し、かつ居住している市内の住宅など(店舗などとの併用住宅の場合は自己の居住部分が、マンションなどの共同住宅の場合は自己の専有部分が対象)<br>○補助対象者が所有し、定住を目的として再生する市内の空き住宅  |
| 補助額       | 補助対象工事費の20%(消費税込み)で、15万円を上限とします。<br>・予算額1億2,000万円(前期=9,000万円 後期=3,000万円)<br>・申請額が予算額を超えた場合は抽選となります。  |
| 主な補助対象工事  | ■外装工事 ■内装工事 ■設備工事 ■耐震補強工事 ■その他工事<br>※対象となる工事について詳しくは市ホームページをご覧ください。<br>・補助対象工事費が10万円以上(消費税込み)のものが対象です。<br>・設計費、外構工事費、家電製品や家具などの購入費などは、補助金の対象工事費に含まれません。<br>・市が実施するほかの補助制度を利用している場合、その補助対象工事を除く工事について対象とします。  |
| 対象となる施工業者 | ・市内に本社を有する法人または住所を有する個人事業者に限ります。<br>(ただし、市外に本社を有する法人または住所を有する個人事業者が建築した住宅をリフォームする場合は、その事業者も可能)   |